リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率　((ハ)／(ニ))	%		%	

（記載上の注意）

1　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の６第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第２号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号(一)第十、第六号(二)第七、第七号(一)第九及び第七号(二)第七並びに第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則別紙様式第六号(一)第九、第六号(二)第二7、第七号(一)第八及び第七号(二)第二7（次項において「改正自己資本比率の状況」と総称する。）は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　改正自己資本比率の状況の項目については、平成二十六年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

告　示

○総務省告示第百六十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の固定資産税から適用する。

平成二十六年四月十六日

総務大臣　新藤　義孝

第一号３中

「(　1)　ＪＡ01ＨＣ (　2)　ＪＡ02ＨＣ (　3)　ＪＡ03ＨＣ	北海道知事 司　を 司　」
「(　1)　削除 (　2)　削除 (　3)　削除	削除 削除　に 削除　」

改める。

第二号１中

「(　61)　三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社（阪急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）」を

「(　61)　三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社（阪急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び千葉ニュータウン鉄道株式会社が使用するものに限る。）」に

改める。

第二号２中

「(　12)の２　ＪＡ01ＡＪ	」を
「(　12)の２　削除	」に、
「(　14)の２　ＪＡ01ＧＲ	」を
「(　14)の２　ＪＡ01ＧＲ (　14)の３　ＪＡ01ＨＣ	」に、
「(　18)の２　ＪＡ02ＡＪ	」を
「(　18)の２　ＪＡ01ＶＡ	」に、
「(　20)の２　ＪＡ02ＪＪ	」を